

第2 仮貯蔵又は仮取扱いの承認

法第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）については、次による。

なお、タンクコンテナ等、変圧器等又は震災時等の危険物の仮貯蔵等は、それぞれ10「タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵」、11「タンクコンテナとドライコンテナの同一場所での仮貯蔵」、12「変圧器等による危険物の仮貯蔵等」、13「震災時等における危険物の仮貯蔵等」による。

1 仮貯蔵等の反復の制限

法定期間（10日間）が経過した後、仮貯蔵等を反復して承認しない。ただし、やむを得ない事由により、同一場所で仮貯蔵等を反復する必要がある場合は、この限りではない。

2 屋外における仮貯蔵等

屋外において仮貯蔵等を行うときは、次による。

- (1) 屋外において承認してはならない危険物は、第一類のアルカリ金属の過酸化物に該当する危険物、第三類の危険物、第四類の特殊引火物に該当する危険物及び第五類の危険物とする。ただし、次の形態のものは除く。

ア ドライコンテナ内に第一類のアルカリ金属の過酸化物及び第三類の禁水性物質が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内に水が浸入しない措置が講じられているもの

イ ドライコンテナ内に第三類の自然発火性物質が運搬容器に収納されているもの

ウ ドライコンテナ内に第四類の特殊引火物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により沸点又は発火点未満に保たれているもの

エ ドライコンテナ内に第五類の危険物が運搬容器に収納され、かつ、ドライコンテナ内の温度が保冷装置等により自己反応を起こさない温度に保たれているもの

- (2) 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量及びその貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。
- (3) 仮貯蔵等を行う場所の周囲には柵等を設けて他の部分と明確に区画し、おおむね危政令第16条第1項第4号に規定する保有空地の幅以上の空地を確保すること。ただし、火災予防上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

3 屋内における仮貯蔵等

屋内において仮貯蔵等を行うときは、次による。

- (1) 仮貯蔵等を行う場所の構造は、原則として耐火構造（危政令第9条第1項第5号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）又は不燃材料で造られた専用の建築物又は室とする。
- (2) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定によること。

4 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いの基準

仮貯蔵等における貯蔵又は取扱いの基準は、危政令第24条から第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。

5 消火設備

仮貯蔵等を行う場所には、危険物の品名、数量等に応じた消火器等を設置すること。

6 標識、掲示板

仮貯蔵等を行う場所には、周囲の見やすい箇所に、「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」である旨を表示した標識並びに仮貯蔵等の期間、危険物の類別、品名、数量、危険物の性質に応じた注意事項及び現場管理責任者の氏名を記載した掲示板を掲げること（前危規則第35条・様式第44号）。

なお、標識及び掲示板の大きさ並びに掲示板に表示する危険物に応じた注意事項は、危規則第17条、第18条に準じたものであること。

7 危険物取扱者の立会い

仮貯蔵等において、取り扱う危険物の数量が指定数量以上となる場合には、当該危険物の取扱い作業に危険物取扱者を立ち合わせるよう指導する。★

8 危険物施設における仮貯蔵等

(1) 危険物施設において、許可と異なる設備、方法等で、指定数量以上の危険物の貯蔵、取扱いを一時的に行う場合は仮貯蔵等の承認を要する。

この場合において、仮貯蔵と仮取扱いが一連の作業として実施される場合は、一の申請とすることができる。

(2) (1)によるほか、地下貯蔵タンクの危険物の抜き取り等については次による。

ア 製造所又は取扱所において、地下貯蔵タンクの清掃作業や点検作業等を実施するため、一時的に許可と異なる危険物の貯蔵、取扱いを行う場合には、当該作業で取り扱われる危険物の量に関係なく、仮貯蔵等の承認を要する。

イ 地下タンク貯蔵所において、地下貯蔵タンクから指定数量以上の危険物を抜き取る場合は、仮取扱いの承認を、また、抜き取った危険物をドラム缶等の容器に収納して一時的に貯蔵する場合は、仮貯蔵の承認を要する。

なお、危険物の量が指定数量の1/5以上指定数量未満となる場合は、少量危険物貯蔵取扱所として規制を受けることとなる。

9 基準の特例

仮貯蔵等において、危険物の品名及び数量、危険物の貯蔵又は取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、火災の発生危険及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるときにおいては、1 から 4 までを適用しないことができる。

10 タンクコンテナ等による危険物の仮貯蔵【H 4 消防危 5 2 及び R 4 消防危 2 7 5】

危険物を収納したタンクコンテナ又は箱型のコンテナ（ドライコンテナ、リーファーコンテナ等。以下「タンクコンテナ等」という。）を、荷積み待ち等により一定の場所に相当時間とどめる場合の危険物の仮貯蔵は、次による。

(1) 運用上の留意事項

ア 申請者が同一であれば、同一時期に同一場所で複数のタンクコンテナ等を仮貯蔵する場合は、一の仮貯蔵とすることができる。

イ タンクコンテナ等の安全性及び輸送行程の複雑さを考慮し、仮貯蔵の承認に係る事務の迅速化を図ること。

ウ 仮貯蔵の承認申請書に添付する書類については、次に掲げる事項を記載した必要最小限の書類にとどめること。

(ア) 屋外での仮貯蔵

当該仮貯蔵場所を含む敷地内の主要な建築物その他の工作物の配置及び周囲の状況を表した見取図

(イ) 屋内での仮貯蔵

(ア)に定めるもののほか、建築物の仮貯蔵に供する部分の構造を表した図

エ 原則として仮貯蔵承認期間を過ぎて同一場所で仮貯蔵を繰り返すことはできない。ただし、台風、地震等の自然災害、事故等による船舶の入出港の遅れ、感染症等の影響により、船員や港湾労働者の確保ができないなど、港湾の稼働状況が悪化した結果による船舶の遅延、鉄道の不通等の申請者等の責によらないやむを得ない事由により、仮貯蔵承認期間を過ぎても同一の場所で仮貯蔵を継続する必要がある場合は、繰り返して同一場所での仮貯蔵を承認できる。

オ 次の場合においては、新たな仮貯蔵等の承認は要しない。

(ア) 複合輸送において、船舶から貨車又は貨車から船舶へタンクコンテナ等を積み込むために、栈橋、岸壁若しくはコンテナヤードと同一又は隣接した敷地の鉄道貨物積卸場との間において、一時的にタンクコンテナ等を車両に積載して運ぶ場合

(イ) コンテナ船又は貨車の到着前に積載式移動タンク貯蔵所の設置又は変更許可を受けた場合において、コンテナ船又は貨車の到着後に完成検査を受けるためタンクコンテナ等を埠頭、コンテナヤード等に一時的にとどめる場合

(ウ) 車両の駐停車が禁止されている等の事由により、コンテナヤード等で完成検査を受けることができない場合において、完成検査を受けるためタンクコンテナ等を車両に積載して

同一又は隣接した別の場所に移動する場合

(2) 技術上の基準等

ア 屋外における仮貯蔵

(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。
- b 仮貯蔵場所の周囲には、3 m以上の幅の空地を保有すること。ただし、危政令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより安全であると認められる場合は、この限りではない。
- c 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

(イ) 標識及び掲示板

a 標識

仮貯蔵場所には、見やすい箇所に「危険物仮貯蔵場所」である旨を表示した標識を設けること。

b 掲示板

仮貯蔵場所には、仮貯蔵期間、危険物の類、品名、貯蔵最大数量、貯蔵する危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）、管理責任者及び緊急時の連絡先を表示した掲示板を設けること。

(ウ) 消火設備

仮貯蔵場所には、原則として貯蔵する危険物に応じて危政令別表第5に掲げる第4種又は第5種の消火設備を、その能力単位の数値が危険物の所要単位の数値に達するように設けること。

(エ) 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

- a 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げる等、関係のない者をみだりに出入りさせないための措置を講じること。
- b 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- c 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。
- d タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6 m以下とすること。
- e タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔を設けること。
- f 危険物の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及びaからeまでを確認すること。

イ 屋内における仮貯蔵

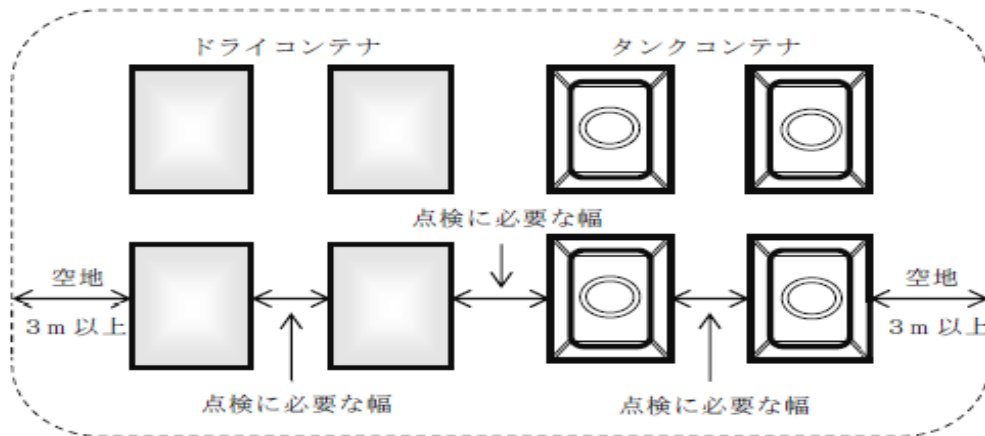
(ア) 仮貯蔵場所

- a 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火設備（危政令第9条第1項第7号に規定する防火設備をいう。以下同じ。）を設けた専用室とすること。

- b aの専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。
- (イ) その他
- ア(イ)から(エ)までの例による。

11 タンクコンテナとドライコンテナの同一場所での仮貯蔵

タンクコンテナとドライコンテナを同一場所で同時に仮貯蔵する場合は、タンクコンテナとドライコンテナ相互間に、点検に必要な幅の空地を確保すること。



第2-1図 タンクコンテナとドライコンテナを同一の場所に仮貯蔵する例

12 変圧器等による危険物の仮貯蔵等

(1) 変圧器等の規制について【S40自消丙発148】

発電所、変電所、開閉所その他これらに準ずる場所に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するもの（以下「変圧器等」という。）については、危険物関係法令の規制の対象としないものとする。

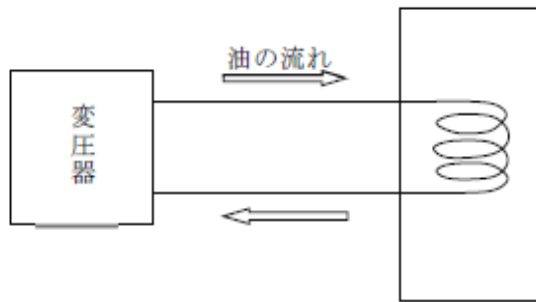
なお、「これらの附属装置で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの」には例えば、油入ケーブル用のヘッドタンク及び第2-2図のような変圧器油を冷却するための附随設備（別置型冷却器）等がある。

(2) 使用計画がなくなった変圧器等

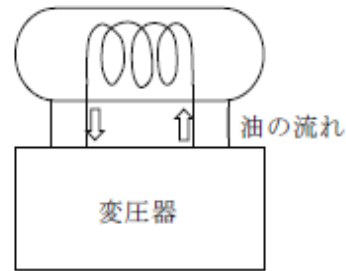
使用する計画がなくなった変圧器等は規制対象になることから、変圧器等（油入ケーブルを除く。）に内蔵する油類の合計数量が指定数量以上であり、仮貯蔵等の法定期間（10日間）を超えて貯蔵する場合は、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所として規制する必要がある。

(3) 変圧器等（油入ケーブルを除く。）の抜油作業等

変圧器等（油入ケーブルを除く。）から内蔵する油類の抜油作業等で指定数量以上の危険物を取り扱う場合の仮貯蔵等の承認は、1から7まで及び9による。



油を冷却するための設備の例



油を冷却するためのタンクの例

第 2 - 2 図 附属装置で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの

(4) 油入ケーブルの敷設替え工事

洞道内に敷設されている油入ケーブルの敷設替え工事が、絶縁油を内蔵した状態で行われる場合の仮貯蔵等の承認は、1 から 7 まで及び 9 によるほか次による。

ア 承認の範囲

敷設替え工事に伴い油入ケーブルの切断・接続工事を行う場所(以下「作業場所」という。)ごととする。

イ 数量算定

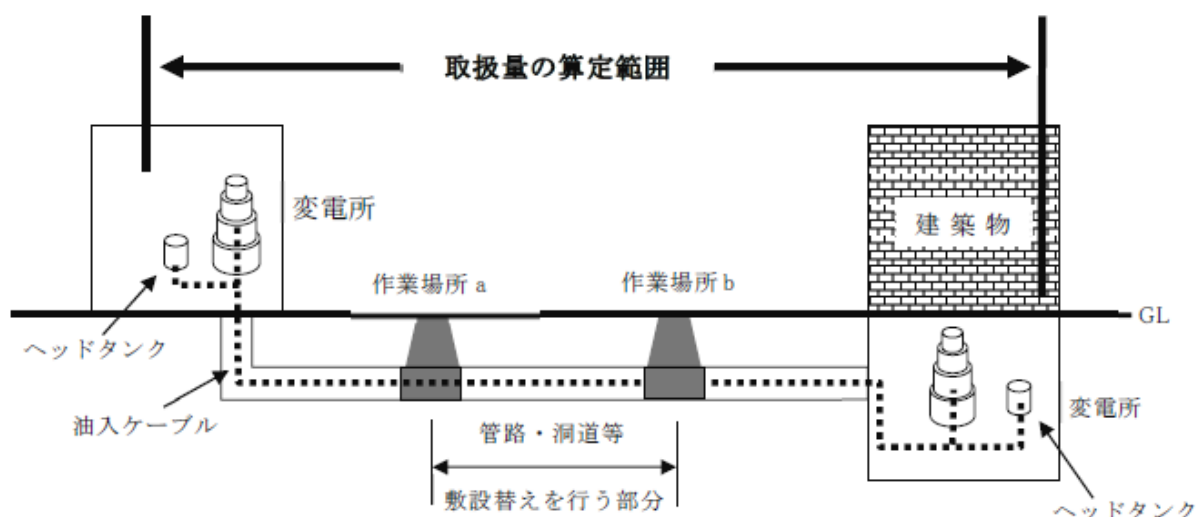
第 2 - 3 図の算定範囲内で貯蔵し、又は取り扱う危険物の総量で数量算定する。

なお、油入ケーブル内の絶縁油の算定については、敷設替えを行う部分の両端に設けられている変電所内のヘッドタンク及びヘッドタンク間を接続している油入ケーブルに内蔵されている絶縁油の総量とする。

ウ 仮貯蔵等の対象となる作業期間

作業場所におけるケーブル切断から接続完了までの間とする。

なお、作業期間が仮貯蔵等の法定期間(10 日間)を超える場合は、第 4 「一般取扱所」5 (10) により、一般取扱所として規制するものとする。



第 2 - 3 図 油入ケーブル敷設替え工事における危険物取扱量の算定範囲
(図の例示では作業場所 a、b について 2 件の承認が必要になる。)

13 震災時等における危険物の仮貯蔵等

(1) 震災時等における仮貯蔵等

大規模な地震その他の災害（以下「震災時等」という。）において仮に貯蔵し、又は取り扱う危険物が指定数量以上であることが想定され、震災時等に迅速に承認を得る必要がある場合は、1 から 9 によるほか「前橋市震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」による。

なお、震災時等における仮貯蔵等を行う予定のある者又は見込まれる者がある場合は、その者に対し、事前に消防局予防課と協議を行い、震災時等における仮貯蔵等の実施の計画書を提出するよう指導すること。

(2) 震災時等に必要となる臨時的な危険物の貯蔵、取扱い

危険物施設において、震災時等に必要となる臨時的な危険物の貯蔵、取扱いを行おうとする場合は、仮貯蔵等の承認申請ではなく、次による。

ア 法第 14 条の 2 第 1 項により予防規程の作成が義務となる危険物施設（以下「予防規程対象施設」という。）においては、予防規程に定めることにより行う。

イ 予防規程対象施設以外の危険物施設においては、事前に資料を提出することにより行う。